



た ま し
多 摩 市

こ わかもの
子ども・若者・
こ そだ
子育てプラン

こ よう がいようばん
子ども用概要版



し
知っていますか？ た ま し
多摩市のルール「子若条例」
こ わかじょうれい

た ま し には、こ わかもの けんり まも
多摩市には、子ども・若者の権利を守るための「多摩市子ども・若者の権利を保障し
しえん かつやく すいしん じょうれい こわかじょうれい
支援と活躍を推進する条 例（子若条 例）」というルールがあります。

つぎの6つのこ わかもの けんり た ま し みん まも
つぎの6つの子ども・若者の権利を、多摩市民みんなで守っていきます。

い けんり
生きる権利

そだ けんり
育つ権利

まも けんり
守られる権利

い けんり い
意見を言ったり
まちづくりに関わる権利

こま 困ったときに
たす 助けてもらう権利

ちょうせん けんり
挑戦する権利

こ わかもの こそだ こわかじょうれい かんが きほん
子ども・若者・子育てプランは、この子若条 例の考 えを基本とします。

れいわ ねん がつ
令和7(2025)年3月

た ま し
多 摩 市

子ども・若者・子育てプランは、 子どものための計画です！

けいかく 期間
計画の期間

れいわ ねんど
令和7年度から
令和11年度まで

けいかく たいしやう
計画の対象

こ ども・若者と
こ 子育てをしている人
(若者は39歳までの人を指します)

けいかく すす 計画を進めることでめざすまち

すべ 全ての子どもや若者が自立した個人として尊重され、
かぞく 家族や地域に支えられながら、
しょうらい 将来にわたり希望をもって
せいちやう 成長することのできるまちになる

けいかく たいせつ この計画で大切にしていること

たいせつ つぎの5つを大切に、いろいろな取組を進めていきます。

- 1 こ 子どもの意見や気持ちを聴きながら取組を進めます。
- 2 こま いろいろな困りごとに対して、必要なサポートをしていきます。
- 3 こ 全ての子どもや若者が幸せに成長できるようにサポートします。
- 4 きぼう 希望した人が結婚し、子育てをすることができるようにサポートします。
- 5 かてい 家庭や地域の人たちと、多摩市が一緒に協力して、みんなをサポートします。



子どものために取り組んでいくこと

こ 子どもの権利

たくさんの人に子どもの権利を知ってもらいます。また、子どもが意見や考えを言いやすくなるように取り組み、みんなの意見をたくさん聴いていきます。



こ 子どもの居場所

子どもが安心して過ごせる場所をつくれます。また、子ども・誰でも食堂など、地域の子どもの居場所と協力し、みんなをサポートしていきます。

ようちえん ほいくえん しょうがっこう 幼稚園・保育園・小学校

子どもが幼稚園・保育園で安心して楽しく過ごせるように取り組みます。また、幼稚園・保育園と小学校が協力し、みんなの成長と学びをサポートします。



ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、家族のお世話をしている、勉強や友だちと遊ぶ時間がない子どものことをいいます。ヤングケアラーで困っているみんなをサポートします。



こま 困りごとの相談

不安や悩みを感じている子どもからの相談を受け、みんなが安心して生活できるようにサポートします。

あんぜん あんしん 安全・安心なまちづくり

みんなが安全・安心に過ごすことができるよう、防災や防犯、交通安全に取り組めます。